

営第727号

令和8年6月

営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
設計変更について」の運用について

山梨県県土整備部営繕課が発注する工事（土木の積算基準による工事を除く）における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」（令和8年6月19日付け技管第461号）の運用については、国土交通省官庁営繕部の「営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況をふまえた設計変更について」の運用について」（令和8年6月16日付け国営第1号、国営建技第2号）を準用する。

適用については令和8年7月10日以降に公告する工事とする。なお、令和8年7月9日以前に公告した工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。